

# 第2章 認定申請

## 1 概要

認定法人として認定を受けようとする特定非営利活動法人は、必要な書類を添付した申請書を所轄庁である東京都に提出し、認定を受けることとなります（法第44条第2項）。

認定申請書の提出は、申請書を提出した日を含む事業年度開始の日において、設立の日以後1年を超える期間が経過している必要があります（法第45条第1項）。

### (1) 申請書類（→31頁）

	申請書類	部数	記載頁
①	認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書（第16号様式）	1	51
②	寄附者名簿（実績判定期間内の各事業年度分）（書式第2号） ※寄附金の支払者ごとの氏名（法人の名称）と住所並びに寄附金の額、受け入れた年月日を記載したもの	1	52 59
③	各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（書式第3号の①から第15号）	1	53～ 75
④	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第16号）	1	76

(注意事項)

- ②の書類については、条例個別指定の基準に適合する特定非営利活動法人は、添付の必要はありません（法第44条第2項）。
- ②において実績判定期間とは、認定を受けようとする特定非営利活動法人の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ、過去に認定を受けたことのある法人は5年）以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法第44条第3項）。
- 認定の各基準については36頁～をご確認ください。
- 申請書の添付書類には、滞納処分に係る納税証明書等の文書を別途、添付する必要があります。詳しくは、巻末の「様式・書式編」をご確認ください。
- 申請書等の提出書類は、官公署が発行する文書を除いて、A4判で作成してください。

### (2) 認定の有効期間

認定の有効期間は、東京都による認定の日から起算して5年となります（法第51条第1項）。

なお、認定の有効期間が経過したときは、認定は失効します。

認定の有効期間の満了後、引き続き、認定法人として特定非営利活動を行おうとする認定法人は、その有効期間の更新を受ける必要があります（手続は、「第4章 認定の有効期間の更新申請」（→85頁）を参照してください。）（法第51条第2項）。

## 2 必要書類

申請書類		部数	記載頁
1	認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書（第16号様式）	1	51
2	寄附者名簿 <sup>(注)</sup> （書式第2号）※実績判定期間内の事業年度ごと作成（同一者を名寄せした名簿）	1	52, 59
3	認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
一号基準	イ（イー1又はイー2）、ロ、ハのいずれか1つの基準を選択し、提出することとなります。		
	イー1 相対値基準・原則		
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）（書式第3号の①）	1	53
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・原則用）（書式第3号の③）	1	54
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）（書式第3号の⑤）	1	56
	イー2 相対値基準・小規模法人		
	認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・小規模法人用）（書式第3号の②）	1	57
	受け入れた寄附金の明細表（第1表付表1 相対値基準・小規模法人用）（書式第3号の④）	1	58
	社員から受け入れた会費の明細表（第1表付表2 相対値基準用）（書式第3号の⑤）	1	56
	ロ 絶対値基準		
認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）（書式第4号）	1	60	
ハ 条例個別指定基準			
認定基準等チェック表（第1表 条例個別指定法人用）（書式第5号）	1	61	
二号基準	いずれかの書類を提出することとなります。		
	認定基準等チェック表（第2表）（書式第6号の①）	1	62
	認定基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）（書式第6号の②）		63
三号基準	認定基準等チェック表（第3表（初葉）（次葉））（書式第7号）	1	64, 65
	役員等の状況（第3表付表1）（書式第8号）	1	66
	帳簿組織の状況（第3表付表2）（書式第9号）又は 監査証明書	1	67
四号基準	認定基準等チェック表（第4表（初葉）（次葉））（書式第10号）	1	68, 69
	役員等に対する報酬等の状況（第4表付表1）（書式第11号）	1	70
	役員等に対する資産の譲渡等の状況等（第4表付表2（初葉）（次葉））（書式第12号）	1	71, 72
基準号五	認定基準等チェック表（第5表）（書式第13号）	1	73
基準号六	認定基準等チェック表（第6、7、8表）（書式第14号）	1	74
	欠格事由チェック表（書式第15号）	1	75
	納税証明書（過去3年分）（所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書） ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在地の道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書も添付	各1	
4	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（書式第16号）	1	76

(注) 条例個別指定基準に適合する特定非営利活動法人は、寄附者名簿の添付は必要ありません（法第44条第2項ただし書）。

### 3 実績判定期間

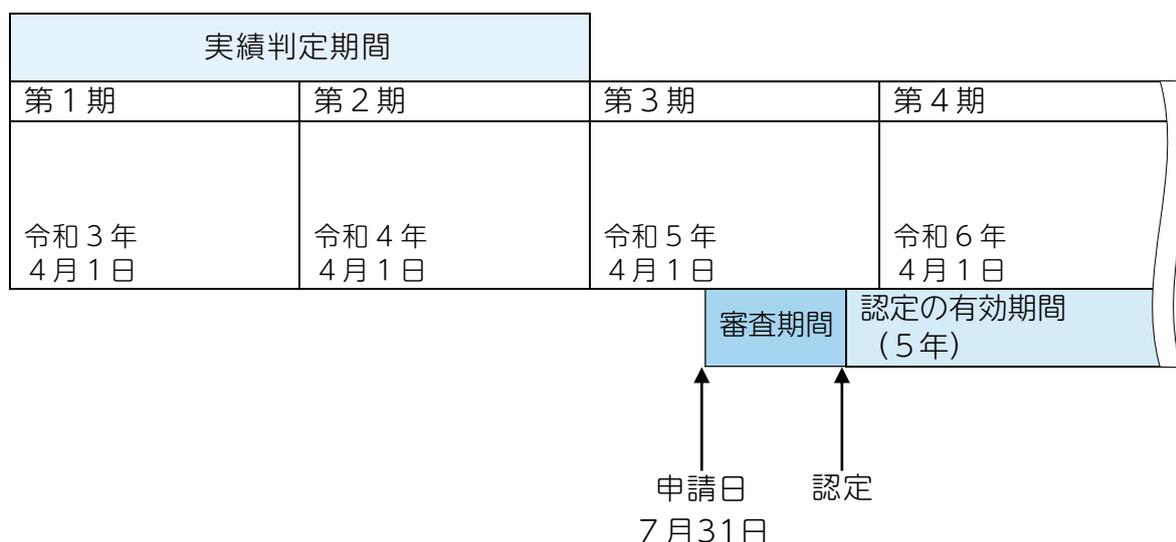
実績判定期間は、認定を受けようとする特定非営利活動法人（以下「法人」といいます。）の直前に終了した事業年度の末日以前2年（初回のみ2年、過去に認定を受けたことのある法人は5年）以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法第44条第3項）。

#### （具体例1）過去に認定を受けたことのない法人

- ▶事業年度 4月1日～翌年3月31日
- ▶事業報告書等の所轄庁への提出日 令和5年6月30日
- ▶申請書を提出した日 令和5年7月31日
- ▶実績判定期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日（第1期）  
令和4年4月1日～令和5年3月31日（第2期）

過去に認定を受けたことのない法人が申請を行う場合の実績判定期間は、令和3年4月1日（第1期）から令和5年3月31日（第2期）までの2年間となり、実績判定期間で算定する認定基準（パブリック・サポート・テスト（PST）基準等）については、第1期から第2期までの事業報告書等に基づき算定することとなります。

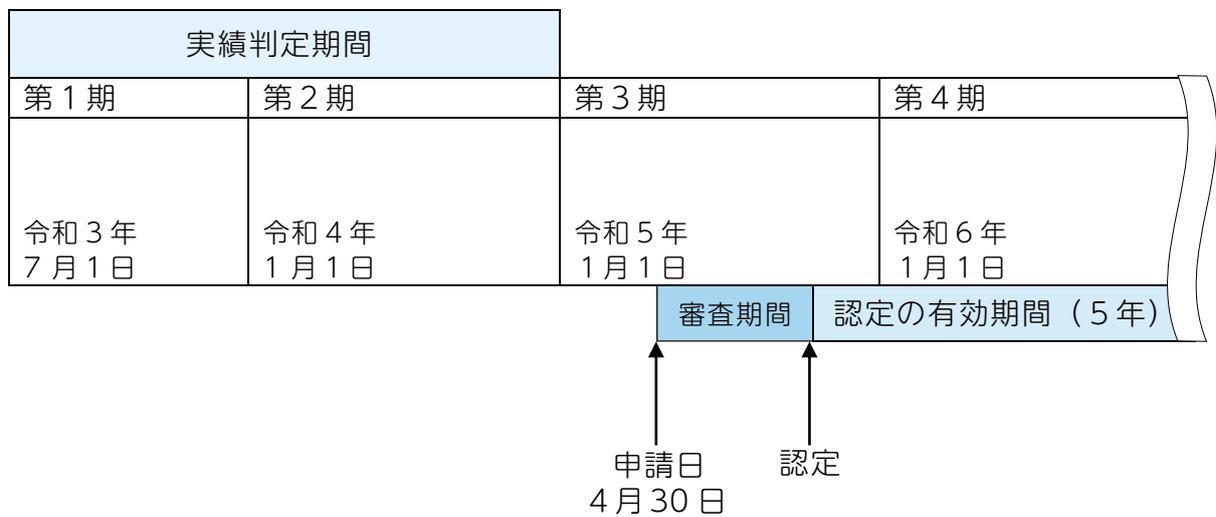
※実績判定期間中に事業年度の変更を伴う定款変更を行った法人については（具体例3）をご覧ください。



(具体例2) 設立から2年が経過していない法人

- ▶事業年度 1月1日～12月31日
- ▶法人設立日 令和3年7月1日
- ▶事業報告書等の所轄庁への提出日 令和5年3月31日
- ▶申請書を提出した日 令和5年4月30日
- ▶実績判定期間 令和3年7月1日～令和3年12月31日 (第1期)  
令和4年1月1日～令和4年12月31日 (第2期)

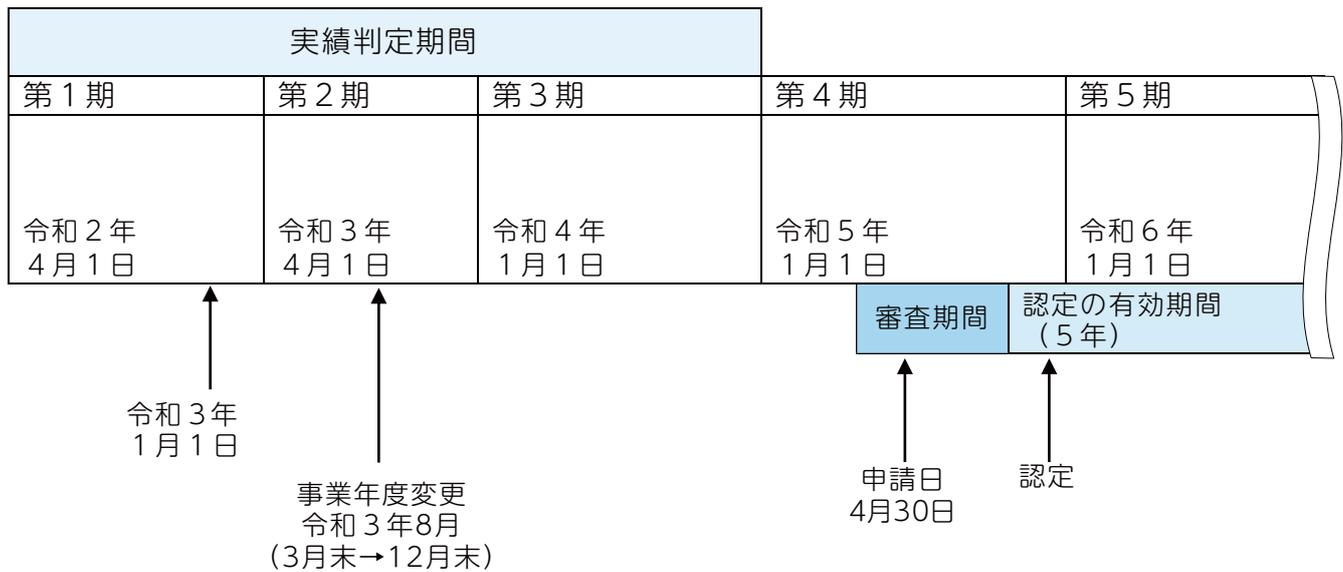
申請書を提出した日を含む事業年度の初日において設立の日以降1年超2年未満である法人の実績判定期間は2事業年度となりますが、2年間(24か月)とはなりません。



※この場合の実績判定期間は18か月間となります。

(具体例3) 実績判定期間中に事業年度の変更を伴う定款変更を行った法人

- ▶事業年度 4月1日～翌年3月31日  
(令和3年8月より1月1日～12月31日に変更)
- ▶事業報告書等の所轄庁への提出日 令和5年3月31日
- ▶申請書を提出した日 令和5年4月30日
- ▶実績判定期間 令和2年4月1日～令和3年3月31日 (第1期)  
令和3年4月1日～令和3年12月31日 (第2期)  
令和4年1月1日～令和4年12月31日 (第3期)



初めて認定を受けようとする特定非営利活動法人（以下「法人」といいます。）の実績判定期間は、直前に終了した事業年度の末日以前2年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法第44条第3項）。

（具体例3）を例とすると、

- ①（申請日（令和5年4月30日）の）直前に終了した事業年度の末日：  
令和4年12月31日（第3期）
- ② ①の末日以前2年以内（令和3年1月1日～令和4年12月31日）に終了した各事業年度：  
第1期（～令和3年3月31日）、第2期（～令和3年12月31日）、第3期（～令和4年12月31日）
- ③ ②のうち、最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間：  
第1期～第3期（令和2年4月1日～令和4年12月31日）

となり、実績判定期間は令和2年4月1日から令和4年12月31日までの33か月間となります。

(具体例4) 過去に認定を受けたことのある法人

- ▶事業年度 4月1日～翌年3月31日
- ▶事業報告書等の所轄庁への提出日 令和5年6月30日
- ▶申請書を提出した日 令和5年7月31日
- ▶実績判定期間
  - 平成30年4月1日～平成31年3月31日 (第1期)
  - 平成31年4月1日～令和2年3月31日 (第2期)
  - 令和2年4月1日～令和3年3月31日 (第3期)
  - 令和3年4月1日～令和4年3月31日 (第4期)
  - 令和4年4月1日～令和5年3月31日 (第5期)

実績判定期間						
第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期
平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和3年 4月1日	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
					審査期間	認定の有効期間 (5年)
					↑ 申請日 7月31日	↑ 認定

過去に所轄庁の認定を受けたことのある法人（国税庁認定は除きます）の実績判定期間は、直前に終了した事業年度の末日以前5年以内に終了した各事業年度のうち最も早い事業年度の初日から当該末日までの期間となります（法第44条第3項）。

## 4 認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための基準・記載例

認定法人としての認定を受けるためには、その運営組織及び事業活動が適正であって公益の増進に資することにつき、次に掲げる（1）から（8）までの基準に適合する必要及び欠格事由に該当しない必要があります（法第44条第2項、第45条、第47条）。

（1）、（2）、（4）ハ及び二、（6）の基準は実績判定期間において満たす必要があり、それ以外の基準は申請時まで満たす必要があります。

（注）認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、欠格事由のいずれかに該当する場合は、認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。

### （1）パブリック・サポート・テスト（PST）に関する基準

パブリック・サポート・テスト（PST）基準の判定に当たっては、次のイ、ロ、ハのいずれかの基準を選択できます。

#### イ-1 相対値基準・原則（→37頁）

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1（20%）以上であること。

#### イ-2 相対値基準・小規模法人の特例（→39頁）

実績判定期間における経常収入金額のうち寄附金等収入金額の占める割合が5分の1（20%）以上であること。

一定の基準を満たす小規模法人は割合の算出において特例を適用することができます（特例を適用するか否かは法人の選択になります）。

#### ロ 絶対値基準（→40頁）

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上（ただし、休眠預金等交付金関係助成金を受け取っている場合は、3,000円に当該休眠預金等関係助成金の額を加算した金額以上）である寄附者の数の合計数が年平均100人以上であること。

#### ハ 条例個別指定基準（→41頁）

認定法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること（その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する特定非営利活動法人に限ります。）。

ただし、認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

《参考 「寄附」とは》

寄附金とは、支出する側に任意性があり、直接の反対給付（対価性）のない経済的利益の供与としての性格を持つものをいいます。

## イ-1 相対値基準・原則 【記載例：53頁～】

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額}^{(注2)} - (\text{Bの金額} + \text{Cの金額}) + \text{Dの金額} + \text{Eの金額}^{(注3)}}{\text{総収入金額}^{(注1)} - \text{Aの金額} - \text{Bの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

であること

(注1) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書中にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、経常収益計から控除します。

(注2) 受入寄附金は、活動計算書においては、実際に入金したときに収益として計上します。クレジットカードでの寄附を受け入れている等、実績判定期間の活動計算書に記載の寄附金額と実績判定期間中に受け入れた寄附金額に差異のある場合は、差異の理由がわかる資料を添付してください。

(注3) 国の補助金等をAの金額に含めている場合は算入することができません。

**Aの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額 (法第45条第1項第1号イ(1)、法規第5条第1号～第5号)

- ① 国等 (国、地方公共団体、法人税法別表第一に掲げる独立行政法人、地方独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人及び我が国が加盟している国際機関をいいます。以下同じ。) からの補助金その他国等が反対給付を受けないで交付するもの (以下「国の補助金等」といいます。)
- ② 委託の対価としての収入で国等から支払われるもの
- ③ 法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
- ④ 資産の売却による収入で臨時的なもの
- ⑤ 遺贈 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。) により受け入れた寄附金、贈与者の被相続人に係る相続の開始のあったことを知った日の翌日から10か月以内に当該相続により当該贈与者が取得した財産の全部又は一部を当該贈与者からの贈与 (贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除きます。) により受け入れた寄附金のうち、一者当たり基準限度超過額に相当する部分

**Bの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額

(法第45条第1項第1号イ(2)、法規第5条第6号、第7号、法規第7条第2号～第4号)

- ⑥ 実績判定期間における同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないものの合計額 (注4)
- ⑦ 寄附者の氏名 (法人・団体にあつては、その名称) 及びその住所が明らかでない寄附金
- ⑧ 休眠預金等交付金関係助成金

(注4) 「1,000円未満 (同一の者からの合計額) の寄附金」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します (法第45条第1項第1号イ、法規第7条)。

※役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者 (→38頁) がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします。

**Cの金額** ⇒ 受け入れた寄附金の額のうち1者当たり基準限度超過額に相当する金額の合計額

(法第45条第1項第1号イ(2)、法規第6条、第7条第1号)

- ※「一者当たり基準限度超過額」とは、同一の者からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の10を超える部分の金額をいいます。ただし、特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人からの寄附金については、同一の法人からの寄附金の額の合計額のうち受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金を控除した額の100分の50を超える部分の金額となります(法規第6条)。
- ※「一者当たり基準限度超過額」の判定については、実績判定期間に受け入れた寄附金の合計額で計算します(法第45条第1項第1号イ(2)、法規第6条、第7条)。
- ※役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします。

(参考) 役員の近親者からの寄附について

役員が寄附者の場合、他の寄附者のうちに当該役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに当該役員と特殊の関係のある者がいるときは、これらの者は役員と同一の者とみなします(いわゆる親族合算)(法規第8条)。

上記の「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規第4条第2号、第16条)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
  - b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
  - c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係
- ※「生計を維持している者」とは、当該役員からの経済的援助によって日常生活の資の主要部分を補っている者をいい、「これらの者と生計を一にしている者」とは、これらの者と日常生活の資を共通にしている者をいい、同居していなくても仕送り等により日常生活の資を共通にしている場合にはこれに該当します。

**Dの金額** ⇒ 社員から受け入れた会費の合計額<sup>(注5)</sup> から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額<sup>(注6)</sup> (「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合(→41頁)を乗じて計算した金額をいいます。)を控除した金額(ただし、「受入寄附金総額 - (Bの金額) + Cの金額」が限度です。)(法第45条第1項第1号イ(3)、法規第4条)

※Dの金額を算入するためには、次の要件を満たす必要があります。

(イ) 社員の会費の額が合理的と認められる基準により定められていること。

(ロ) 社員(役員並びに役員の配偶者及び三親等以内の親族並びに役員と特殊の関係のある者を除きます)の数が20人以上であること。

<補足> 「合理的と認められる基準」に該当するか否かについては、その基準が、特定の社員に対し特別の利益が享受されうような場合における会費までは、分子に算入することは適切ではないとの趣旨から講じられているものです。したがって、会員の資力に応じて会費の額に差を設けていた(例えば、個人会員と法人会員、一般会員と学生会員)としても、基本的には「合理的と認められる基準」に当たると考えられます。

(注5) 社員から受け入れた会費の合計額について、活動計算書の会費収入に期末の未収会費額を計上している場合には、未収計上した会費の額は含まれませんのでご注意ください。

(注6) 上記の「共益的な活動等に係る部分の金額」とは、社員から受け入れた会費の合計額に法人の行った事業活動に係る事業費の額等の合理的な指標に基づき算出した事業活動に占める共益的な活動等の割合(「(2)活動の対象に関する基準」(→41頁)の事業活動のうちに会員等に対する共益的な活動等の占める割合をいいます。)を乗じた金額をいいます。

**Eの金額** ⇒ 国の補助金等の金額（国の補助金等を **Aの金額** に含めない場合）

選択により、当該国の補助金等を相対値基準計算上の分母・分子のいずれかに算入することが可能です（法令第5条第1項）。ただし、**Eの金額** は、受入寄附金総額から **Bの金額** と **Cの金額**（→38頁参照）を控除した金額が限度となります（分母に算入する場合は、国の補助金等の額の全額（**Aの金額**）を算入します）。

なお、国の補助金等を **Aの金額** の中に含めている場合は算入ができません。

**イー2 相対値基準・小規模法人の特例【記載例：57頁～】**

**【小規模法人の特例を適用するための要件】**

実績判定期間における

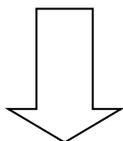
$$\frac{\text{実績判定期間の総収入金額}}{\text{実績判定期間の月数}} \times 12 < 800\text{万円}$$

かつ

$$\text{実績判定期間において受け入れた寄附金の額の総額が} \geq 50\text{人}$$

3,000円以上である寄附者（役員、社員除く）の数

※ 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。



要件を満たす場合、小規模法人の特例を選択することが可能  
（特例を適用するか否かは法人の選択となります）

**【算式】**

実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額}^{(注8)} - (\text{bの金額} + \text{cの金額}) + \text{Dの金額} + \text{Eの金額}^{(注9)}}{\text{総収入金額}^{(注7)} - \text{Aの金額} - \text{bの金額}} \geq \frac{1}{5}$$

であること

(注7) 総収入金額とは、活動計算書の経常収益計と経常外収益計の合計額です。ただし、活動計算書中にボランティア受入評価益、施設等受入評価益等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、経常収益計から控除します。

(注8) 受入寄附金は、活動計算書においては、実際に入金したときに収益として計上します。

(注9) 国の補助金等を **Aの金額** に含めている場合は算入することができません。

相対値基準・原則との違いは以下のとおりです。

- いわゆる親族合算を行う必要がありません。
- 1,000円未満の寄附金、寄附者の氏名及び住所が明らかでない寄附金を分母・分子から除く必要がありません。

**Aの金額** ⇒ 次に掲げる金額の合計額（法第45条第1項第1号イ(1)、法令第5条第2項第1号、法規第5条、第25条第2項）

※ここに掲げるものは、相対値基準・原則の**Aの金額**と同一です。

**bの金額** ⇒ 休眠預金等交付金関係助成金（法第45条第1項第1号イ(1)及び(2)、法令第5条第2項第1号及び第2号、法規第5条第1項第8号及び第7条第1項第4号）

**cの金額** ⇒ 受け入れた寄附金のうち一者当たり基準限度超過額の合計額（法第45条第1項第1号イ(2)、法令第5条第2項第2号、法規第6条）

※これは相対値基準・原則の**Cの金額**の額と異なり、小規模法人の特例を選択適用する場合には、役員が寄附者の場合であっても、いわゆる親族合算を行う必要はありません。

**Dの金額** ⇒ **Dの金額** ⇒ 社員から受け入れた会費の合計額から、この合計額のうち共益的な活動等に係る部分の金額（「(2)活動の対象に関する基準」に定める割合（→41頁参照）を乗じて計算した金額をいいます。）を控除した金額（法令第5条第2項第3号、法規第4条、第25条第1項）

※相対値基準・原則の**Dの金額**と同一です。

**Eの金額** ⇒ 国の補助金等の金額（国の補助金等を**Aの金額**に含めない場合）

※相対値基準・原則の**Eの金額**と同一です。

□ 絶対値基準【記載例：60頁～】

$$\frac{\text{実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が 3,000 円以上の寄附者の合計人数} \times 12}{\text{実績判定期間の月数}} \geq 100 \text{ 人}$$

- ※1 寄附者の氏名（法人にあつては、その名称）及びその住所の明らかな寄附者のみを数えます。
- 2 寄附者本人と生計を一にする者も含めて一人として数えます。
- 3 寄附者が、その特定非営利活動法人の役員及び役員と生計を一にする者である場合は、これらの者は、寄附者数に含めません。
- 4 月数は暦に従って計算し、一月未満の端数は切り上げて一月とします。
- 5 休眠預金等交付金関係助成金の場合は、当該休眠預金等交付金関係助成金に3,000円を加算した金額以上であれば一人として数えます。

なお、実績判定期間の各事業年度単位で、年3,000円以上の寄附者数が100人以上となっている場合には、上記算式を当てはめるまでもなく基準に適合することとなります。

## ハ 条例個別指定基準【記載例：61頁】

認定法人として認定を受けるための申請書を提出した日の前日において、都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること。

- ※ 1 その都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する特定非営利活動法人に限ります。
- 2 認定申請書を提出する前日において条例の効力が生じている必要があります。

条例による個別指定とは、地方税法第37条の2第1項第4号に定める個人住民税の寄附金控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として、これらの寄附金を定める条例により定められている場合、認定に係るパブリック・サポート・テスト（PST）基準を満たすものとして認められるというものです（当該条例を定めている都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する特定非営利活動法人に限ります。）（地方税法第37条の2第1項第4号、第314条の7第1項第4号）。

なお、条例による個別指定については、寄附金税額控除の対象となる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人の名称及び主たる事務所の所在地が条例で個別に明らかにされていることが必要です。

## (2) 活動の対象に関する基準【記載例：62頁～】

実績判定期間における

- イ 会員等に対する資産の譲渡等及び会員等  
が対象である活動
- ロ 特定の範囲の者に便益が及ぶ活動
- ハ 特定の著作物又は特定の者に関する活動
- ニ 特定の者の意に反した活動

の事業活動に占める割合 < 50%

(解説)

実績判定期間における事業活動のうち次に掲げる活動の占める割合が50%未満であること（法第45条第1項第2号）。

※上記の割合は、その特定非営利活動法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその事業活動のうち次のイ、ロ、ハ、ニに掲げる活動の占める割合を算定する方法により算定した割合をいいます（法規第10条）。

イ 会員又はこれに類する者<sup>(注1)</sup>（特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者<sup>(注2)</sup>を除きます。以下「会員等」といいます。）に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」といいます。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるものその他一定のもの<sup>(注3)</sup>を除きます。）

(注1) 会員に類する者とは、次に掲げる者をいいます（法規第11条）。

- a 当該申請に係る特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受ける者又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者として、特定非営利活動法人の帳簿又は書類等に氏名又は名称が記載された者であって、その特定非営利活動法人から継続的に若しくは反復して資産の譲渡等を受け、又は相互の交流、連絡若しくは意見交換に参加する者

b 当該申請に係る特定非営利活動法人の役員

(注2) 特定非営利活動法人の運営又は業務の執行に関係しない者で一定の者とは、特定非営利活動法人が行う不特定多数の者を対象とする資産の譲渡等の相手方であって、当該資産の譲渡等以外の特定非営利活動法人の活動に関係しない者をいいます（法規第12条）。

(注3) その他一定のものとは、次に掲げるものをいいます（法規第13条）。

a その特定非営利活動法人が行う資産の譲渡等で、その対価として資産の譲渡等に係る通常の対価の額のおおむね10%程度に相当する額以下のもの及び交通費、消耗品費その他当該資産の譲渡等に付随して生ずる費用でその実費に相当する額（bにおいて「付随費用の実費相当額」といいます。）以下のものを会員等から得て行うもの

b その特定非営利活動法人が行う役務の提供で、その対価として最低賃金法第4条第1項の規定により使用者が労働者に支払わなければならないこととされている賃金の算定の基礎となる同法第9条第1項に規定する地域別最低賃金の額を会員等がその特定非営利活動法人に支払う役務の提供の対価の額の算定の基礎となる額とみなして、これと当該役務の提供の従事者の作業時間数に基づいて算出される金額におおむね相当する額以下のもの及び付随費用の実費相当額以下のものをその対価として会員等から得て行うもの

c 法別表19号に掲げる活動又は同表第20号の規定により同表第19号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県若しくは指定都市の条例で定める活動を主たる目的とする法人が行うその会員等の活動（公益社団法人若しくは公益財団法人である会員等又は認定法人である会員等が参加しているものに限ります。）に対する助成

□ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域<sup>(注4)</sup>に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者などその便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等を対象とする活動で上記イ（注3）cに掲げる活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除きます。）

(注4) 特定の地域とは、一の市町村（東京都の特別区の存する区域及び指定都市にあつては、区。）の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます（法規第15条）。

※都道府県又は市区町村が、個人住民税の寄附金税額控除の対象として条例により個別に指定した特定非営利活動法人については、特定の範囲の者のうち、「便益の及ぶ者が地縁に基づく地域に居住する者等である活動」を除いて判定することとなります。

ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動

ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動

### (3) 運営組織及び経理に関する基準 【記載例：64頁～】

運営組織及び経理について、次のいずれにも適合していること。

イ 運営組織が次のいずれにも該当すること。

$$\frac{\text{役員のうち親族関係を有する者等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

かつ

$$\frac{\text{役員のうち特定の法人の役員又は使用人等で構成する最も大きなグループの人数}}{\text{役員の数}} \leq \frac{1}{3}$$

ロ 各社員の表決権が平等であること。

ハ 会計について

公認会計士等の監査を受けていること

又は

青色申告法人と同等の取引記録、帳簿の保存を行っていること

ニ 不適正な経理を行っていないこと。

(解説)

その運営組織及び経理に関して次に掲げる基準を満たしていること（法第45条第1項第3号）。

イ 次の割合のいずれについても3分の1以下であること。

- ① 役員の数の中に役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族（以下「親族関係を有する者」といいます。）並びに役員と特殊の関係<sup>(注1)</sup>のある者の数の占める割合
- ② 役員の数の中に特定の法人（その法人との間に一定の関係のある法人<sup>(注2)</sup>を含みます。以下同じ。）の役員又は使用人である者並びにこれらの者と親族関係を有する者並びにこれらの者と特殊の関係のある者の数の占める割合

(注1)「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます（法規第16条）。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2)「一定の関係のある法人」とは、一の者（法人に限ります。）が法人の発行済株式又は出資（以下「発行済株式等」といいます。）の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合における一の者と法人との関係（以下「直接支配関係」といいます。）にある法人をいいます。

この場合において、次項に該当するときは、一の者は、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有するものとみなされます（法規第17条）。

- a 一の者及びこれとの間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合

- b 一の者との間に直接支配関係がある1若しくは2以上の法人が、他の法人の発行済株式等の総数又は総額の50%以上の数又は金額の株式又は出資を保有する場合  
 ※特定非営利活動法人の責めに帰することのできない事由によりこの基準に適合しないこととなった場合には、その後遅滞なくこの基準を満たしていると認められるときは、この基準を継続して満たしているものとみなされます（法規第19条）。

□ 各社員の表決権が平等であること。

社員の表決権について、定款に別段の定めがある場合には、本基準に適合しない場合があります（法第14条の7第4項）。

ハ 会計について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けていること、又は法人税法施行規則第53条から第59条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて帳簿及び書類を備え付けてこれらにその取引を記録し、かつ、当該帳簿及び書類を保存していること（法規第20条）。

ニ 支出した金銭でその費途が明らかでないものがあるもの、帳簿に虚偽の記載があるものその他の不適正な経理が行われていないこと（法規第21条）。

#### (4) 事業活動に関する基準 【記載例：68頁～】

事業活動が次のいずれも満たしていること。

イ 宗教活動、政治活動及び特定の公職者等又は政党を推薦、支持又は反対する活動を行っていないこと。

□ 役員、社員、職員又は寄附者等に特別の利益を与えないこと及び営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者等に寄附を行っていないこと。

ハ 実績判定期間における

$$\frac{\text{特定非営利活動に係る事業費}}{\text{総事業費}} \geq 80\%$$

ニ 実績判定期間における

$$\frac{\text{受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額}}{\text{受入寄附金総額}} \geq 70\%$$

(解説)

事業活動に関し、次に掲げる基準を満たしていること（法第45条第1項第4号）。

イ 次に掲げる活動を行っていないこと。

- ① 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
- ② 政治上の主義を推進し、若しくは支持し、又はこれに反対すること。
- ③ 特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。

- 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注1)</sup>のある者に対し特別の利益を与えないことその他の特定の者と特別の関係がないものとして一定の基準<sup>(注2)</sup>を満たしていること。

(注1) ここにいう「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます(法規第16条、第22条)。

- a 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係
- b 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係
- c a又はbに掲げる関係のある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係

(注2) 「一定の基準」とは、次に掲げる基準をいいます(法規第23条)。

- a 当該役員の職務の内容、当該特定非営利活動法人の職員に対する給与の支給の状況、当該特定非営利活動法人とその活動内容及び事業規模が類似するものの役員に対する報酬の支給の状況等に照らして当該役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給を行わないことその他役員等(役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と(注1)に規定する特殊の関係のある者をいう)に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと。
- b 役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時ににおける価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡を行わないことその他これらの者と当該特定非営利活動法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと。
- c 役員等に対し役員の選任その他当該特定非営利活動法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと。
- d 営利を目的とした事業を行う者、イの①から③に掲げる活動を行う者又はイの③の特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し、寄附を行わないこと。

- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうちに特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること。

※この割合を事業費以外の指標によって算定し、申請書を提出した場合であっても、所轄庁はその事業費以外の指標によって算定した割合が合理的であると認めた場合には、事業費により算定した割合に代えて、その事業費以外の指標により算定した割合によりこの基準の判定を行うことができます(法規第24条)。

※活動計算書における経常費用中にボランティア評価費用、施設等評価費用等の法人自身が金額換算し計上した科目に係る金額がある場合には、事業費の合計額から控除します(次の二においても同じです)。

- ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動に係る事業費に充てていること。

(参考) 特定資産について

- NPO法人の特定非営利活動において、将来の特定非営利活動事業に充てるために、集めた寄附金の一部を一定期間法人内部に積み立てることができます。
- 当該積立金相当額は、活動計算書上「費用」とはなりません。積立金の使用目的（その法人の今後の特定非営利活動事業に充当するために法人の内部に積み立てるものであること）や事業計画、目的外取り崩しの禁止等について、理事会又は社員総会で議決するなど適正な手続を踏んで積み立て、貸借対照表に例えば「特定資産」として計上するなどしているものであれば、いわゆる「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において、特定非営利活動事業費及び総事業費に含めて差し支えありません。
- 「総事業費の80%基準」や「受入寄附金の70%基準」の判定において事業費に含めて算出する場合は、勘定科目名と事業費とみなして加算した金額を「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」(P69 参照)に記載して下さい。
- 次回以降の申請において当該積立金相当額は、既に「総事業費の80%基準」等の判定において特定非営利活動事業費及び総事業費として含めておりますので、事後に当該積立金を取り崩して費消（資産の取得等を含みます）し、かつ、活動計算書において費用（取得資産に係る減価償却費を含みます）として計上されている場合には、当該費用を特定非営利活動事業費及び総事業費から除いたところで「総事業費の80%基準」等の判定をする必要があります。

## (5) 情報公開に関する基準 【記載例：73頁】

次に掲げる書類を閲覧させること。

### イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等

- ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- ③ 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程、前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類
- ④ ①から③に掲げるもののほか、内閣府令で定める書類
- ⑤ 助成の実績の金額及び使途を記載した書類

(解説)

イ及びロの書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除き、これをその事務所において閲覧させること（法第45条第1項第5号）。

### イ 事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

- ① 各認定基準に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類（法第44条第2項第2号）
- ② 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類（法第44条第2項第3号）
- ③ (1)前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程（法第54条第2項第2号）  
(2)前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他内閣府令で定める事項を記載した書類<sup>(注1)</sup>（法第54条第2項第3号）

(注1) 「内閣府令で定める事項を記載した書類」とは以下のものをいいます（法規第32条）。

- 1 収益の源泉別の明細、借入金<sup>イ</sup>の明細その他の資金に関する事項
- 2 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項
- 3 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項
  - イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引
  - ロ 役員等との取引
- 4 寄附者（当該認定特定非営利活動法人の役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、前事業年度における当該認定特定非営利活動法人に対する寄附金の額の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日
- 5 役員等に対する報酬又は給与の状況
  - イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロに係る部分を除く。）
  - ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項
- 6 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日
- 7 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日

- ④ 内閣府令で定める書類<sup>(注2)</sup>（法第54条第2項第4号）

(注) 「内閣府令で定める書類」とは、法第45条第1項第3号（ロに係る部分を除く。）、第4号イ及びロ、第5号並びに第7号に掲げる基準に適合している旨並びに法第47条各号のいずれにも該当していない旨を説明する書類をいいます（法規第32条第2項）。

- ⑤ 助成の実績を記載した書類（法第54条第3項）

## **(6) 事業報告書等の提出に関する基準 【記載例：74頁】**

各事業年度において、事業報告書等を法第29条の規定により所轄庁に提出していること。

(解説)

法第28条第1項に規定する事業報告書等（前事業年度の事業報告書、計算書類及び財産目録並びに年間役員名簿並びに前事業年度の末日における社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記載した書面）を法第29条の規定により毎事業年度1回（事業年度初めの3か月以内に）所轄庁である東京都に提出していること（法第45条第1項第6号、条例第4条）。

## **(7) 不正行為等に関する基準 【記載例：74頁】**

法令違反、不正の行為、公益に反する事実等がないこと。

(解説)

法令又は法令に基づいてする行政庁の処分違反する事実、偽りその他不正の行為により利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと（法第45条第1項第7号）。

## **(8) 設立後の経過期間に関する基準 【記載例：74頁】**

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、設立の日以後1年を超える期間が経過していること。

(解説)

申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること（法第45条第1項第8号）。

(その他)

認定法人の上記基準のうち、(1)のイ又はロ、(2)、(4)のハとニの基準は、実績判定期間において適合する必要がありますが、(3)、(4)のイとロ、(5)、(6)、(7)の基準は、実績判定期間内の各事業年度に引き続き認定時まで適合している必要があります（ただし、実績判定期間中に認定（特例認定）を受けていない期間が含まれる場合には、その期間については(5)ロの基準を除きます。）（法第45条第1項第9号）。

## 欠格事由【記載例：75頁】

次に掲げる欠格事由のいずれにも該当しないこと。

### イ 役員のうち、次の①から④のいずれかに該当する者がある。

- ① 認定（特例認定）を取り消された法人において、その取消原因の事実があった日以前1年以内に当該法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ③ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法等に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行を終わった日等から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等

### ロ 認定（特例認定）の取消の日から5年を経過しない法人

### ハ 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

### ニ 国税又は地方税の滞納処分を受けている又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人

### ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課されてから3年を経過しない法人

### ヘ 次の①、②のいずれかに該当する法人

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

（解説）

次に掲げる欠格事由のいずれかに該当する特定非営利活動法人は、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません（法第47条）。

### イ 特定非営利活動法人の役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合には、欠格事由に該当します。

- ① 認定法人が認定を取り消された場合又は特例認定法人が特例認定を取り消された場合において、その取消の原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定法人又は当該特例認定法人のその業務を行う理事であった者でその取消の日から5年を経過しない者
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ③ 法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法204条等<sup>（注1）</sup>若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律中偽りその他不正の行為により国税若しくは地方税を免れ、納付せず、若しくはこれらの税の還付を受け、若しくはこれらの違反行為をしようとする事に関する罪を定めた規定に違反したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- ④ 暴力団の構成員等<sup>（注2）</sup>

（注1）「刑法204条等」とは、刑法第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条をいいます。

（注2）「暴力団の構成員等」とは、法第12条第1項第3号ロに規定する暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含みます。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者をいいます。

□ 認定（特例認定）を取り消され、その取消の日から5年を経過しない法人は、欠格事由に該当します。

ハ 特定非営利活動法人の定款又は事業計画書の内容が法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反している法人は、欠格事由に該当します。

ニ 国税又は地方税の滞納処分の執行がされている法人、又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

※ 認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時<sup>(注3)</sup>には、国税及び地方税の納付の有無にかかわらず、所轄税務署長等<sup>(注4)</sup>から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付（各1通）が必要となります。また、証明期間は申請日の直近から過去3年分を網羅している必要があります。

（注3）毎事業年度1回、所轄庁である東京都に提出する役員報酬規程等提出書には、上記の納税証明書の添付は必要ありません。

（注4）その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在地の道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付も必要となります。

ホ 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過していない法人は、欠格事由に該当します。

ヘ 次のいずれかに該当する法人は、欠格事由に該当します。

- ① 暴力団
- ② 暴力団又は暴力団の構成員等の統制の下にある法人

認定特定非営利活動法人としての認定を受けるための申請書

令和5年7月1日	主たる事務所の所在地	〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 電話(03)5388-3095 FAX(03)5388-1331	
	(フリガナ)	トクテイヒエイリカツドウホウジンカセンカラカンキョウヲカンガエル〇〇カイ	
東京都知事 殿	特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	
	(フリガナ)	シンジユク イチロウ	
	代表者の氏名	新宿 一郎	登記事項証明書の「法人成立の年月日」 (印)
	設立年月日	平成20年3月15日	本申請において適用するパブリックサポートテスト基準
	事業年度	4月1日～3月31日	
	過去の認定の有無 (過去の認定の有効期間)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無 (自 年 月 日 至 年 月 日)	国税庁長官による認定は含みません。
	過去の特例認定の有無 (特例認定を受けた日)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無 ( 年 月 日)	<input checked="" type="checkbox"/> 相対値基準・原則 <input type="checkbox"/> 相対値基準・小規模法人 <input type="checkbox"/> 絶対値基準 <input type="checkbox"/> 条 指定法人 いずれかを選択してください。
認定取消の有無 (取消日)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無 ( 年 月 日)		
特例認定取消の有無 (取消日)	有・ <input checked="" type="radio"/> 無 ( 年 月 日)		

特定非営利活動促進法第44条第1項の認定を受けたいので申請します。

(現に行っている事業の概要)

- ・△△川、□□川を中心とした河川のゴミ拾い
- ・河川の環境保護を啓発するためのイベント開催

実施中の事業の内容を簡潔に記載してください。

定款規定のその他の事務所がある場合は記載してください。

その他の事務所の所在地	左記の事務所の責任者の氏名	役職
〒××××-××××× ××県××市××一丁目2番3号 電話(××)×××××-××××× FAX(××)×××××-×××××	×田 ×男	事務所長
〒  電話( ) - FAX( ) -		

初回認定申請時のみ提出

閲覧対象外書類

**寄附者名簿**

**相対値基準の場合**

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	------------------------	------	--------------------

<氏名及びその住所が明らかな寄附金>

年度毎に作成してください。

五十音順に記載してください。	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日	備考
1 春日 太郎		3,000 円	3・9・26	賛助会費
2 株式会社〇〇		100,000 円	3・4・11	
3 蔵前 二郎	東京都台東区△▲4-5-6	400 円	3・	法人に実際に入金があった日を記載してください。
		300 円	3・	
		500 円	3・12・11	
4 白河 三郎	東京都江東区●●2-4-6	5,000 円	3・8・1	
白河 京子		5,000 円	3・11・4	
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
74 多摩 花子	東京都多摩市××1-2-3	150,000 円	4・1・29	役員(20万円以下) ⇒㊸へ
75 本郷 史郎	東京都文京区□□3-4-5	500,000 円	3・6・8	限度超過
76 若松 五郎	東京都新宿区●▲1-4-7	700,000 円	3・10・2	限度超過
77 新宿 一郎	東京都新宿区××1-2-3	350,000 円	3・5・12	役員(20万円超) ⇒㊹へ
	●○県▲△市■□3-6-9	300,000 円	4・3・25	役員親族
78 公益財団法人◇◇		1,200,000 円	3・7・17	特定公益増進法人 ⇒㊺へ
79 月島 八郎	東京都中央区○×1-4-9	675 円	4・2・3	1,000 円未満 ⇒㊻へ
80 社会福祉法人△△	東京都千代田区〇〇-5-9	1,000,000 円	4・3・3	休眠預金等交付金関係助成金 ⇒㊼へ
小 計 ( ○枚目/全 ●枚中)		xxx,xxx 円		
個人の場合は自宅の住所、法人の場合は本社所在地を記載してください。		4,762,675 円		備考欄には、役員・役員親族・特定公益増進法人・限度超過・1,000円未満・賛助会費・助成金・休眠預金等交付金関係助成金等を記載してください。

(※以下、第1表付表1に対応)

<氏名及びその住所が明らかでない寄附金>

No.	寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日	備考
1	匿名寄附		20,000 円	3・12・10	寄附者の氏名及びその住所が明らかな寄附と別ページにしてください。
2	募金箱		130,000 円	・	
3	イベント時寄附		88,000 円	3・12・24	
小 計 ( △枚目/全 ▲枚中)			xxx,xxx 円		
合 計			238,000 円		⇒㊽へ

寄附者名簿には、「年度中に入金のあった寄附」をすべて記載する必要があります。  
 寄附金を実際に入金された時に収益として計上している限りにおいて、寄附者名簿の総額と活動計算書の寄附金の計上額は一致します。  
 賛助会費及び助成金を前受金又は未収金で計上している場合は金額が一致しないため、差額に関する説明資料を別紙で添付してください。

「小計」にはページ内の寄附金合計額を記載してください。  
 「合計」には年度毎の寄附金総額を記載してください。なお、氏名及び住所が明らかでない寄附がある場合、明らかな寄附と別々に算出してください。

認定基準等チェック表（第1表 相対値基準・原則用）

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	実績判定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日	
1 経常収入金額のうちに寄附金等収入金額の占める割合が実績判定期間（下記注意事項参照）において5分の1（20%）以上であること。			チェック欄 ✓	
<p style="text-align: center;">基準適合を確認したらチェックを入れてください。</p>				
経常収入金額（㊹の金額）		実績判定期間	① 7,761,325円	
総収入金額		②	15,000,000円	
控除金額	国の補助金等の金額（㊸欄に金額の記載がある場合は、記入不可）	①	4,000,000円	
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㊷	2,000,000円	
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㊵	0円	
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㊴	0円	
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額（付表1（相対値基準・原則用）①欄の「（ ）」）	㊳	0円	
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊱	675円	
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）⑤欄）	㊲	238,000円	
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊶	1,000,000円	
差引金額（㊷-①-㊷-㊵-㊴-㊳-㊱-㊲-㊶）	㊹	7,761,325円	⇒①	
寄附金等収入金額（㊴の金額）		②	3,306,001円	
<p style="text-align: center;">第1表付表1の各欄から転記します。</p>				
受入寄附金総額（付表1（相対値基準・原則用）④欄）		㊴	5,000,675円	
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊸	649,799円	
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかなもののうち、同一の者からの寄附金でその合計額が1千円未満のものの額（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊱	675円	
	寄附者の氏名（法人の名称）等が明らかでない寄附金額（付表1（相対値基準・原則用）⑤欄）	㊲	238,000円	
	休眠預金等交付金関係助成金（付表1（相対値基準・原則用）①欄）	㊶	1,000,000円	
差引金額（㊴-㊸-㊱-㊲-㊶）	㊴	3,112,201円		
会費収入（㊴欄と付表2（相対値基準用）④欄のうちいずれか少ない金額）		㊴	193,800円	
国の補助金等の金額（㊴欄の金額を限度とする。）		㊸	0円	
合計金額（㊴+㊴+㊸）		㊴	3,306,001円	⇒②
基準となる割合（②÷①）		③	42.59%	
<p style="text-align: center;">国の補助金等の金額は①欄又は㊸欄どちらか一方に記載してください。</p>				

<記載例についての注意事項>

記載例に用いる数値は活動計算書記載例（その他の事業ありの場合）に記載の数値（→152頁）を用いています。都合上、1事業年度の数値で算出していますが、実際の申請では実績判定期間中の数値を全て合算して記載してください。なお、記載例の受入寄附金総額は、活動計算書の「賛助会員受取会費」「受取寄附金」「受取助成金（補助金を除く。）」を合算しています。

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1 (相対値基準・原則用)

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	実績判定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日
-----	------------------------	--------	--------------------

各数値の計算根拠については寄附者名簿記載例(相対値)を参照してください(→52頁)。  
(記載例の寄附者名簿は1事業年度のみですが、申請の際は実績判定期間中の全ての寄附を合算します。)

1 基準限度額の計算

受入寄附金総額 (A)	5,000,675円
休眠預金等交付金関係助成金 (B)	1,000,000円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額を控除した金額の10%相当額 ((A-B) × 10%) ) (C)	400,067円
基準限度額 (受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額を控除した金額の50%相当額 ((A-B) × 50%) ) (D)	2,000,337円

寄附者名簿記載の寄附金合計額と一致します。

小数点以下は切り捨てます。

2 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金

(A)のうち寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかでない寄附金の額 (E)	238,000円
--------------------------------------------------	----------

3 寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金

寄附金の合計額が20万円以上の役員の名	役職	① 寄附金額	② ①欄と③(特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人については④)欄のいずれか少ない金額	①のうち基準限度超過額 (①-②)
新宿 一郎	理事	( ) 650,000円	( ) 400,067円	( ) 249,933円
役員及び三親等以内の親族からの寄附金合計が20万円以上の役員について記載します。寄附金合計が20万円以下の役員については記載の必要はありません(金額は⑥欄に含めます)。		( )	( )	( )
実績判定期間中の寄附の合計額を記載します(三親等以内の親族からの寄附も合算して記載します)。		( )	( )	( )
役員等からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額 (F)		( ) 650,000円	( ) 400,067円	( ) 249,933円
⑥欄以外の同一の者からの寄附金の額が1千円以上のものの合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人 (G)	( ) 1,200,000円	( ) 1,200,000円	( ) 0円
	⑥欄以外の者 (H)	( ) 1,912,000円	( ) 1,512,134円	( ) 399,866円
同一の者からの寄附金の額が1千円未満のもの合計額 (I)		( ) 675円		
休眠預金等交付金関係助成金 (J)		( ) 1,000,000円		
合計 (F+G+H+I+J) (K)		( ) 4,762,675円		( ) 649,799円

3「寄附者の氏名(法人にあっては、その名称)及びその住所が明らかな寄附金」の計算方法については55頁<参考>をご参照ください。

基準限度超過額の合計を記載します(52頁)の寄附者名簿ではNo.75とNo.76が基準限度超過に該当します。

①-⑤の金額と一致します。

第1表②欄に同額を記載します。



社員から受け入れた会費の明細表 第1表付表2（相対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	実績判定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日
-----	------------------------	--------	--------------------

1 社員の会費に関する基準

社員の会費の額を分子に算入する場合は、実績判定期間において、次のイとロの基準を満たす必要があります。

基 準	基準を満たしている旨を証する書類の名称とその内容等	判 定
イ 社員の会費の額が合理的な基準により定められている	定款附則6において、正会員の年会費を個人・団体5,000円と規定。 具体的な書類名・金額・人数等を記載してください。	はい・いいえ
ロ 社員（役員等を除く。）の数が20人以上である	社員名簿に40名登録（うち役員9名、役員親族3名） （令和5年3月31日現在）	はい・いいえ

※ イとロの基準を満たしている場合は、「2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算」を行ってください。

社員の会費をPSTに算入しない場合、以下の欄は全て空欄としてください。

2 社員の会費の額の受入寄附金算入限度額の計算

社員の会費の額の合計額	.....	①	200,000円
共益的活動の割合（第2表③欄）	.....	②	3.10%
①から控除する金額（①×②）	.....	③	6,200円
差引金額（①－③）	.....	④	193,800円

実績判定期間中に受け入れた会費の合計額を記載します（入会金・未収会費等は含めません）。

第2表③欄より転記します。



第1表（相対値基準・原則用）⑦欄又は、第1表（相対値基準・小規模法人用）⑧欄へ

（注意事項）

- 社員の会費に関する基準について確認するため、会則等や社員名簿の提示を求める場合があります。

認定基準等チェック表 (第1表 相対値基準・小規模法人用)

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	実績判定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日																									
実績判定期間(注意事項参照)における下欄③の㉔欄の金額に占める㉕欄の金額の割合(㉖欄)が、5分の1(20%)以上であること			チェック欄 <input checked="" type="checkbox"/>																									
小規模法人の判定 <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     基準適合を確認したらチェックを入れてください。                 </div>																												
1	実績判定期間の総収入金額 15,000,000円 実績判定期間の月数 24月	×12 =	㉖ 7,500,000円																									
㉖が800万円未満である		<input checked="" type="radio"/> はい	2へ 小規模法人の特例計算・・・適用不可																									
2	実績判定期間において受け入れた寄附金の合計額が3千円以上の寄附者(役員、社員を除く。)の数が50人以上である	<input checked="" type="radio"/> はい	小規模法人の特例計算・・・適用可 3へ 小規模法人の特例計算・・・適用不可																									
3	小規模法人の特例計算を適用する場合	小規模法人の特例を適用する・しないは法人の選択となります。 (1 2の基準を満たしていても相対値・原則を選択できます。)																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">総収入金額</td> <td style="width:10%; text-align: center;">㉗</td> <td style="width:30%; text-align: right;">15,000,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="7" style="text-align: center; vertical-align: middle;">控除金額</td> <td>国の補助金等の金額(㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可)</td> <td style="text-align: center;">㉘</td> <td style="text-align: right;">4,000,000円</td> </tr> <tr> <td>委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額</td> <td style="text-align: center;">㉙</td> <td style="text-align: right;">2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額</td> <td style="text-align: center;">㉚</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>資産の売却収入で臨時的なものの金額</td> <td style="text-align: center;">㉛</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉜欄の「( )」)</td> <td style="text-align: center;">㉜</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉝欄)</td> <td style="text-align: center;">㉝</td> <td style="text-align: right;">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td><b>差引金額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)</b></td> <td style="text-align: center;">㉞</td> <td style="text-align: right;"><b>8,000,000円</b></td> </tr> </table>				総収入金額	㉗	15,000,000円	控除金額	国の補助金等の金額(㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉘	4,000,000円	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉙	2,000,000円	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉚	0円	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉛	0円	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉜欄の「( )」)	㉜	0円	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉝欄)	㉝	1,000,000円	<b>差引金額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)</b>	㉞	<b>8,000,000円</b>
総収入金額	㉗	15,000,000円																										
控除金額	国の補助金等の金額(㉘欄に金額の記載がある場合は、記入不可)	㉘	4,000,000円																									
	委託の対価としての収入で国等から支払われるものの金額	㉙	2,000,000円																									
	法律等の規定に基づく事業で、その対価を国又は地方公共団体が負担することとされている場合の負担金額	㉚	0円																									
	資産の売却収入で臨時的なものの金額	㉛	0円																									
	遺贈により受け入れた寄附金等のうち基準限度超過額に相当する金額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉜欄の「( )」)	㉜	0円																									
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉝欄)	㉝	1,000,000円																									
	<b>差引金額 (㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝)</b>	㉞	<b>8,000,000円</b>																									
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:60%;">受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉟欄)</td> <td style="width:10%; text-align: center;">㉟</td> <td style="width:30%; text-align: right;">5,000,675円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">控除金額</td> <td>一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)</td> <td style="text-align: center;">㊱</td> <td style="text-align: right;">399,866円</td> </tr> <tr> <td>休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊲欄)</td> <td style="text-align: center;">㊲</td> <td style="text-align: right;">1,000,000円</td> </tr> <tr> <td>差引金額 (㉟-㊱-㊲)</td> <td style="text-align: center;">㊳</td> <td style="text-align: right;">3,600,809円</td> </tr> <tr> <td>会費収入(㊴欄と付表2(相対値基準用)㊵欄のうちいずれか少ない金額)</td> <td style="text-align: center;">㊴</td> <td style="text-align: right;">193,800円</td> </tr> <tr> <td>国の補助金等の金額(㊶欄の金額を限度とする。)</td> <td style="text-align: center;">㊶</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td><b>合計金額 (㊳+㊴+㊶)</b></td> <td style="text-align: center;">㊷</td> <td style="text-align: right;"><b>3,794,609円</b></td> </tr> </table> <div style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;">                 第1表付表2(56頁)㊸に記載の金額を転記します。             </div>				受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉟欄)	㉟	5,000,675円	控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)	㊱	399,866円	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊲欄)	㊲	1,000,000円	差引金額 (㉟-㊱-㊲)	㊳	3,600,809円	会費収入(㊴欄と付表2(相対値基準用)㊵欄のうちいずれか少ない金額)	㊴	193,800円	国の補助金等の金額(㊶欄の金額を限度とする。)	㊶	0円	<b>合計金額 (㊳+㊴+㊶)</b>	㊷	<b>3,794,609円</b>			
受入寄附金総額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㉟欄)	㉟	5,000,675円																										
控除金額	一者当たり基準限度超過額の合計額(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊱欄)	㊱	399,866円																									
	休眠預金等交付金関係助成金(付表1(相対値基準・小規模法人用)㊲欄)	㊲	1,000,000円																									
差引金額 (㉟-㊱-㊲)	㊳	3,600,809円																										
会費収入(㊴欄と付表2(相対値基準用)㊵欄のうちいずれか少ない金額)	㊴	193,800円																										
国の補助金等の金額(㊶欄の金額を限度とする。)	㊶	0円																										
<b>合計金額 (㊳+㊴+㊶)</b>	㊷	<b>3,794,609円</b>																										
基準となる割合 (㊷ ÷ ㉞)		㊸	47.43%																									

受け入れた寄附金の明細表 第1表付表1（相対値基準・小規模法入用）

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	実績判定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日
-----	------------------------	--------	--------------------

各数値の計算根拠については寄附者名簿記載例（相対値）を参照してください（→52頁）。

1 基準限度額（記載例の寄附者名簿は1事業年度のみですが、申請時には実績判定期間中の全ての寄附を合算します。）

受入寄附金総額	Ⓐ	5,000,675円
休眠預金等交付金関係助成金	Ⓑ	1,000,000円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額を控除した金額の10%相当額（ $((A-B) \times 10\%)$ ）	Ⓒ	400,067円
基準限度額（受入寄附金総額から休眠預金等交付金関係助成金の額を控除した金額の50%相当額（ $((A-B) \times 50\%)$ ）	Ⓓ	2,000,337円

計算方法については55頁<参考>をご参照ください。

小数点以下は切り捨てます。

2 受入寄附金総額の内訳

寄附金の合計額が20万円以上の役員の氏名	役職	① 寄附金額	② ①欄とⒸ（特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人についてはⒹ）欄のいずれか少ない金額	③ ①のうち基準限度超過額（①-②）
新宿 一郎	理事	( ) 350,000円	( ) 350,000円	( ) 0円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
		( ) 円	( ) 円	( ) 円
役員からの寄附金の額が20万円以上のものの合計額	Ⓔ	( ) 350,000円	( ) 350,000円	( ) 0円
Ⓔ欄以外の同一の者からの寄附金の額の合計額	特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人 Ⓕ	( ) 1,200,000円	( ) 1,200,000円	( ) 0円
	Ⓕ欄以外の者 Ⓖ	( ) 2,450,675円	( ) 2,050,809円	( ) 399,866円
休眠預金等交付金関係助成金	Ⓖ	( ) 1,000,000円		
合計（Ⓔ+Ⓕ+Ⓖ+Ⓖ）	①	( ) 5,000,675円		( ) 399,866円

小規模法人の特例では役員の三親等以内の親族からの寄附があっても、その役員の同一の寄附とみなす必要がありません。そのため、役員本人からの寄附のみで20万円以上となる役員について記載します。

基準限度超過額の合計を記載します（52頁の寄附者名簿ではNo.75とNo.76が基準限度超過に該当します）。

Ⓐ欄の金額と一致します。

第1表付表2は相対値基準・原則と共通となります（→56頁）。

初回認定申請時のみ提出

寄 附 者 名 簿

絶対値基準の場合

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	事業年度	令和3年4月1日～令和4年3月31日
-----	------------------------	------	--------------------

< P S T 基準対象寄附 >

年度毎に作成してください。

No.	寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日	備考
1	落合記念基金		500,000円	3・4・1	民間助成金
2	清澄 次郎	△△県××市△△1-2-3	3,000円	3・	法人に実際に入金があった日を記載してください。
			4,000円		
3	蔵前 三郎		3,000円		
∴	∴		∴	∴	∴
120	大門 六郎	◆◆県××市◆◆1-2-3	3,000円	3・10・1	休眠預金等交付金関係助成金と別に寄附又は助成金として受領した額については、PST基準対象寄附へ記載してください。
	大門 浜子		3,000円	3・11・1	
121	本郷 三子	□▲県××市□▲1-2-3	500円	3・12・1	
			1,200円	4・1・1	
			2,000円	4・2・1	
122	社会福祉法人△△	東京都千代田区〇〇-5-9	3,000円	4・3・3	
○枚目/全 ●枚中)			xxx,xxx円		
			3,968,000円		

五十音順に記載してください。

同一人が複数回寄附している場合は名寄せしてください。合わせて1件となります。

個人の場合は自宅の住所、法人の場合は本社所在地を記載してください。

生計を一にしている寄附者がそれぞれ3,000円以上の寄附をした場合も合わせて1件となります。

P S T 基準対象寄附と P S T 基準対象外寄附は別ページにしてください。  
※ P S T 基準対象外寄附…合計3,000円未満の寄附、役員及び役員の同一生計者からの寄附、寄附者の氏名又は住所が明らかでない寄附、休眠預金等交付金関係助成金等

同一人（同一生計者含む）による複数回の寄附を合算して3,000円を超える場合も1件とすることができます。

< P S T 基準対象外寄附 >

No.	寄附者の氏名又は名称	住所又は事務所の所在地	寄附金の額	受領年月日	備考
1	麻布 十子	××県××市××1-2-3	2,000円	3・4・30	
2	青山 一子	住所不明	5,000円	3・5・31	
3	新宿 一郎	東京都新宿区××1-2-3	10,000円	3・6・30	理事
	新宿 五郎		5,000円	3・7・31	理事 同一生計
4	匿名		5,000円	3・8・31	
5	匿名		5,000円	3・9・30	
6	募金箱		675円	・	
7	社会福祉法人△△	東京都千代田区〇〇-5-9	1,000,000円	4・3・3	休眠預金等交付金関係助成金
小 計 ( △枚目/全 ▲枚中)			xxx,xxx円		休眠預金等交付金関係助成金として受領した額については、P S T 基準対象外寄附へ記載してください。
合 計			1,032,675円		

役員と生計を一にしている寄附者は P S T 基準対象外となります。

寄附者名簿には、「年度中に入金があった寄附をすべて」記載する必要があります。  
寄附金を実際に入金された時に収益として計上している限りにおいて、寄附者名簿の総額と活動計算書の寄附金の計上額は一致します。  
賛助会費及び助成金を前受金又は未収金で計上している場合は金額が一致しないため、差額に関する説明資料を別紙で添付してください。

「小計」にはページ内の寄附金合計額を記載してください。  
「合計」には年度毎の寄附総額を記載してください。

認定基準等チェック表（第1表 絶対値基準用）

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	実績判定期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日
-----	------------------------	--------	--------------------

実績判定期間内の各事業年度中の寄附金の額の総額が3,000円以上である寄附者の数（※）の合計数が年平均100人以上であること

基準適合を確認したらチェックを入れてください。

チェック欄

✓

**【留意事項】**

- 1 寄附者の氏名（法人にあっては、その名称）及びその住所が明らかな寄附者のみを数えてください。
- 2 寄附者の数の算出に当たっては、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人としてください。
- 3 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者である場合、それらの方を寄附者の数に含めないでください。

実績判定期間内の各事業年度		㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖
	自	令和3年4月1日	令和4年4月1日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	至	令和4年3月31日	令和5年3月31日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年3,000円以上の寄附者の数（※）が100人以上である		はい・ <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">いいえ</span>	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">はい</span> ・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

**【寄附者名簿チェック欄】**

- 寄附者 チェックを入れてください。 及びその住所が明らかな寄附者のみを数えていますか。
  - 寄附者の数の算出に当たって、寄附者本人と生計を一にする方を含めて一人として数えていますか。
  - 貴法人の役員及びその役員と生計を一にする方が寄附者の場合、それらの方を上記の欄ですべて「はい」だった場合には記載不要です。
- 上記の欄で「いいえ」に○がついた場合は、下記の欄で判定してください。

○ 実績判定期間内において、寄附金額が年3,000円以上の寄附者の数（※）が年100人未満の事業年度がある場合は、下欄により、年平均100人以上かどうかを判定してください。

年3,000円以上の寄附者の数（※）	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	合計	
		94人	123人	人	人	人	人	A
実績判定期間の月数 <small>（注）一月未満の端数がある場合は、一月に切り上げます。</small>							B	24月

$$\begin{array}{c}
 \text{実績判定期間の年3,000円以上の寄附者数(※)} \\
 \hline
 \begin{array}{|c|c|} \hline A & 217人 \\ \hline \end{array} \times 12 \\
 \hline
 \begin{array}{|c|c|} \hline B & 24月 \\ \hline \end{array}
 \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline 108人 \\ \hline \end{array}
 \geq 100人$$

↑  
小数点以下は切り捨てます。

認定基準等チェック表 (第1表 条例個別指定法人用)

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会		チェック欄
都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けていること			✓
<p>【留意事項】</p> <p>1 条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所を有する場合に限りです。</p> <p>2 申請日の前日において、条例で定められており、かつ、その条例の効力が生じている必要があります。</p>			
条例を制定した都道府県又は市区町村		××県××市	
条 例 指 定 年 月 日		令和3年4月1日	
条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に事務所がある	はい・いいえ	事務所所在地	
		××県××市××1-2-3	
<p>※ 所轄庁以外の都道府県又は市区町村の条例により、個人住民税の寄附金税額控除の対象となる法人として個別に指定を受けた旨の条例の写し(公報の写し)を添付してください。</p>			

基準適合を確認したらチェックを入れてください。

条例を制定した都道府県又は市区町村の区域内に登記上の主たる事務所又はその他の事務所が存在している必要があります。

認定基準等チェック表（第2表）

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	チェック欄
<p>2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること</p> <p>イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役員、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）</p> <p>ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者、特定の地域に居住し又は事務所その他これらに準ずるものを有する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（会員等に対する資産の譲渡等を除く。）</p> <p>（注意事項） 特定の地域とは、一の市区町村の区域の一部で地縁に基づく地域をいいます。</p> <p>ハ 特定の著作物又は特定の者に関する普及啓発、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動</p> <p>ニ 特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動</p>		
<p style="text-align: center;">事業費の合計を記載している場合は、記載不要です。</p> <p style="text-align: center;">実績判定期間</p> <p style="text-align: center;">(指標) 11,108,000 円</p> <p style="text-align: center;">② 344,450 円</p> <p style="text-align: center;">事業費の実績判定期間中の2事業年度合計額を記載します（施設等受入評価費用等を計上している場合は除外します）。</p>		
<p>すべての事業活動に係る金額等</p> <p>①のうちイ～ニの活動に係る金額</p>		
イ	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等	(a) 0 円
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	(b) 0 円
ロ	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等	(c) 344,450 円
ハ	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等	(d) 0 円
ニ	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等	(e) 0 円
合 計 (a+b+c+d+e)		(f) 344,450 円
⇒②へ		
<p>基準となる割合 (②÷①) ..... ③ 3.10%</p> <p style="text-align: center;">小数点第3位を切り捨てます。</p>		

第1表で条例個別指定基準を適用した場合のみ、こちらの書式を使用します。

**基準等チェック表（第2表 条例個別指定法人用）**

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	チェック欄
-----	------------------------	-------

2 実績判定期間における事業活動のうち次の活動の占める割合が50%未満であること	✓
------------------------------------------	---

- イ 会員等に対する資産の譲渡若しくは貸付け又は役務の提供（以下「資産の譲渡等」という。）、会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動（資産の譲渡等のうち対価を得ないで行われるもの等を除く。）
- ロ 会員等、特定の団体の構成員、特定の職域に属する者その他便益の及ぶ者が特定の範囲の者である活動（地縁に基づく地域に居住する者等に対する活動及び会員等に対する資産の譲渡等を除く。）

条例個別指定法人用の場合、地縁に基づく地域に居住する者に関する基準は除外されます。 〇〇〇〇、広告宣伝、調査研究、情報提供その他の活動は不作為を求める活動

		実績判定期間
すべての事業活動に係る金額等	①	(指標) 11,108,000 円
①のうちイ～ニの活動に係る金額等	②	0 円

	イ	(a)	0 円
	会員等に対する資産の譲渡等の活動（対価を得ないで行われるもの等を除く。）に係る金額等		
	会員等相互の交流、連絡又は意見交換その他その対象が会員等である活動に係る金額等	(b)	0 円
	ロ	(c)	0 円
	便益が及ぶ者が特定の範囲の者である活動に係る金額等		
	ハ	(d)	0 円
	特定の著作物又は特定の者に関する活動に係る金額等		
	ニ	(e)	0 円
	特定の者に対し、その者の意に反した作為又は不作為を求める活動に係る金額等		
	合 計	(a)+(b)+(c)+(d)+(e)	0 円 ⇨②へ

基準となる割合 (②÷①)	③	0%
---------------	---	----

認定基準等チェック表 (第3表)

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	チェック欄
3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ 役員の数に次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること (1) 役員及びその親族等 (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ 各社員の表決権が平等であること ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

	項 目	役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区 分		①	②	③	④	⑤
㉑	令和3年4月1日～令和4年3月31日	8人	0人	0%	2人	25%
㉒	令和4年4月1日～令和5年3月31日	6人	0人	0%	2人	33.3%
㉓	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉔	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉕	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
㉖	年 月 日～年 月 日	人	人	%	人	%
申 請 時		6人	2人	33.3%	0人	0%

第3表付表1から転記してください。

(注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員状況」から転記してください。  
 (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。  
 (例) 33.333...% → 33.3%

ロ

各社員の表決権が平等である	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい						
定款第29条第1項に「各社員の表決権は平等なものとする。」と規定。	はい いいえ						

定款の該当条文を記載してください。

ハ

	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
監事による監査は含みません。							
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ				
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ	はい <input checked="" type="radio"/> いいえ				

⑨ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項 目	①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有 <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有 <input checked="" type="radio"/> 無

**役員 の 状 況**

第○表付表

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	a	b	c	d	e	f	申請時
役員数		8人	6人					6人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	0人					2人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		2人	2人					0人

年度末日時点の人数を記載してください。

(1) (2) ともに最も多い時の人数を記載してください。

実績判定期間初日から申請日までの間、1日でも在籍していた役員全員を記載してください。

就任日は再任日ではなく、継続する役員  
の最初の就任日を記載してください。

氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況							就任・退任年月日
				a	b	c	d	e	f	申請時	
新宿 一郎	東京都新宿区××一丁目2番3号	理事		○	○					○	平成20年3月15日就任
渋谷 次郎	東京都渋谷区××一丁目2番3号	理事		○	○					○	平成20年3月15日就任
東京 太郎	東京都千代田区××一丁目2番3号	理事	特定非営利活動法人××会理事	○	○						平成20年3月15日就任 令和5年5月31日退任
日野 三郎	東京都日野市××	理事	特定非営利活動法人××会職員	○	○					○	平成20年3月15日就任
多摩 花子	東京都多摩市××一丁目2番3号	理事		○	○						平成20年3月15日就任 令和4年5月31日退任
江戸 都子	東京都江戸川区××一丁目2番3号	理事	江戸東子の親族	○	○					○	平成20年3月15日就任
江戸 東子	東京都江戸川区××一丁目2番3号	理事	江戸都子の親族							○	令和5年6月1日就任
千代田 史郎	東京都千代田区××一丁目2番3号	監事		○	○						平成20年3月15日就任 令和4年5月31日退任
文京 六郎	東京都文京区××一丁目2番3号	監事		○	○					○	平成20年3月15日就任

1日でも在籍していた期間に○を付けてください。

帳簿組織の状況

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会		
伝票又は帳簿名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト（〇〇）使用 ルーズリーフ	週1回	7年
仕訳日記帳	会計ソフト（〇〇）使用 ルーズリーフ	週1回	7年
現金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	7年
預金出納帳	エクセル使用 ルーズリーフ	都度	7年
棚卸資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	週1回	7年
固定資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	年1回	7年
給与台帳	給与計算ソフト（●●）使用 ルーズリーフ	月1回	7年
<div data-bbox="288 1487 671 1576" style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">領収書・請求書等は記載不要です。</div>			

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	チェック欄
-----	------------------------	-------

<p><b>4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること</b></p> <p><b>イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと</b></p> <p><b>ロ 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人与当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと</b></p> <p><b>ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること</b></p> <p><b>ニ 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること</b></p>	✓
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

イ

項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

ロ

項 目	a	b	c	d	e	f	申請時
役員職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人与当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
役員等に対し役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

第2表「全ての事業活動に係る金額」と一致します。

項 目		実績判定期間
事業費の総額	①	11,108,000円
特定非営利活動に係る事業費の額	②	10,840,000円
特定非営利活動の割合 (②÷①)	③	97.58%

注・「ハ」について、事業費以外の指標により計算を行う場合には、使用した指標及び単位を記載してください。

使用した指標	単位

・ 算出方法を具体的に示す資料を添付してください。

その他の事業に係る事業費は除きます。

ハ

項 目		実績判定期間
受入寄附金総額	①	5,000,675円
受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額	②	4,840,000円
受入寄附金の充当割合 (②÷①)	③	96.78%

寄附者名簿に記載の寄附金総額と一致します。

寄附金のうち、特定非営利活動に係る事業費に充てた金額を算出し、記載します。①の金額を超える場合は①と同額を記載します。

ニ

※ハ、ニについて、実績判定期間中に「特定資産」等の勘定科目を設定した場合、その旨を明記して下さい。

勘定科目	金額
	円

特定資産計上によるみなし事業費加算をする場合、ニ②に加算した金額を記載します。

<参考 「受入寄附金総額のうち特定非営利活動に係る事業費に充てた額」の考え方について>

記載例の法人の場合、経常収益のうち4,000,000円は国等からの補助金、2,000,000円は委託の対価として国等から支払われた金額となっています(→53頁、152頁)。

この法人の事業費総額は10,840,000円ですが、国等からの補助金と委託の対価として国等から支払われた金額の計6,000,000円に該当する事業費については、寄附金を充てることなく補助金等でまかなわれることとなります。

そのため、第4表二②に記載する金額は

10,840,000(事業費総額) - 6,000,000(補助金+委託の対価) = 4,840,000円となります。

このように、国等からの補助金及び委託の対価としての収入(国等に限らず、民間等からの委託も含まれます)は原則として寄附金に優先して充当されるため、第4表二の判定にあたっては注意する必要があります。

役員等に対する報酬等の状況

第4表付表1

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会
-----	------------------------

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者（注1）（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等）について記載してください。

（注1）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
- ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（ロを除く。）

社員、寄附者等に該当しない職員についてはイに記載する必要はありません。下記ロに記載ください。

氏名	職名	法人との関係 (注2)	報酬・給与の 区分	支給期間等	支給金額
新宿 一郎	理事		報酬	令和3年4月1日～ 令和3年4月30日	180,000円
新宿 一郎	理事		給与	令和3年4月1日～ 令和3年4月30日	30,000円
江戸 東子	理事		給与	令和5年6月1日～ 令和5年7月1日	150,000円
新宿 吉郎	職員	新宿理事の子	給与	令和4年4月1日～ 令和4年4月30日	60,000円
豊島 太郎	職員	社員	給与	令和3年4月1日～ 令和4年3月31日	120,000円
杉並 次郎	職員	寄附者	給与	令和5年4月1日～ 令和5年7月1日	30,000円

役員の場合、理事が監事と記載ください。

申請日時点において支給している場合、末日は申請日となります。

（注2）注1の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

末日は申請日となります。

集計期間	令和3年4月1日 ～ 令和5年7月1日
給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2人	5,560,000円

イに記載した職員数は含みません。  
雇用関係にある者（パート・アルバイト含む）が対象となります。  
職員の雇用がない場合は「0人」と記載してください。

イに記載した支給額は含みません。  
また、通勤交通費等は含みません。

役員等に対する資産の譲渡等の状況等

第4表付表2（初葉）

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会				
<p>1 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係<sup>(注)</sup>にある者（以下「役員等」という。）又は役員等が支配する法人に対する資産の譲渡等（<u>実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに行った取引等</u>）について以下の項目を記載してください。</p> <p>（注）「特殊の関係」とは次に掲げる関係をいいます。</p> <p>① 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある関係</p> <p>② 使用人である関係及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している関係</p> <p>③ 上記①又は②に掲げる関係にある者の配偶者及び三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている関係</p>					
<p>(1) 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）</p>					
取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
江戸 都子	役員	書籍	令和3年 11月7日	1,000円	一般向けに1,200円で販売
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
<p>(2) 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）</p>					
取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
東京 花子	社員	学費	令和4年 9月1日	100,000円	年利3% 令和4年10月31日返済
				円	
<p>・役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との間で行われた金銭等の貸付について記載してください。</p> <p>・該当がない場合は「なし」と記載してください。</p>					
				円	

第4表付表2（次葉）

(3) 役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
日野 三郎	役員	チラシ制作代	令和3年 5月1日	20,000円	請求書に基づく
多摩 花子	役員	講演会講師料	令和3年 9月8日	50,000円	講師謝礼支払規程による
蔵前 二郎	寄附者	ホームページ管理 業務委託費	令和4年 4月1日～ 令和5年 7月1日	300,000円	業務委託契約に基づく 月額20,000円
株式会社〇〇	役員の 経営する 会社	施設管理料の受取 り	令和3年 4月1日～ 令和5年 7月1日	270,000円	施設管理委託契約に基づ く
				円	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に役務の提供を受けている場合はその期間を記載してください。また、備考欄にはその単価等を記載してください。</li> <li>・法人と相手方間で生じる支払い、受取り、双方について記入してください。</li> </ul> </div>					
				円	
				円	

2 役員を選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関する事項

（該当する事項がある場合にその内容を具体的に記載してください。）

なし

該当がない場合は「なし」と記載してください。

3 支出した寄附金（実績判定期間及び申請書の提出日を含む事業年度開始の日から申請書の提出の日までに支出した寄附金）

支出先の名称等	住 所 等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
特定非営利活動法人〇会	東京都〇〇区××▲丁目▲番▲号	令和3年8月5日	100,000円	河川研究助成金
特定非営利活動法人△△	東京都●●区××▲丁目▲番▲号	令和4年2月3日	100,000円	河川研究助成金
			円	
<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>当期中に支出した寄附金（義援金、助成金等を含む）について記載してください。</p> </div>				円
			円	
			円	
			円	

**認定基準等チェック表（第5表）**

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		<input checked="" type="checkbox"/>
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの） ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類 ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 ニ 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類 ヘ 助成の実績を記載した書類		

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。		同 意	
※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。		<input checked="" type="radio"/> する	<input type="radio"/> しない
イ	① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ	次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会
-----	------------------------

認定基準等チェック表 (第6表)

6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第29条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄 ✓				
特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無					
①	②	③	④	⑤	⑥
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄 ✓					
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
①	②	③	④	⑤	⑥	申請時
有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

申請時欄も忘れずに記載してください。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後1年を超える期間が経過していること	チェック欄 ✓		
事業年度	4月1日～3月31日	設立年月日	平成20年3月15日

申請書の「設立年月日」と一致します。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人河川から環境を考える〇〇会	チェック欄
認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 1 役員のうち、次のいずれかに該当する者がある場合 イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しないもの ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ニ 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup> 2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人 3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人(認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります) 5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 6 次のいずれかに該当する法人 イ 暴力団 ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		✓

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・ <input checked="" type="radio"/> 無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	-----------------------------------	------------------------------------------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	---------------------------	------------------------------------------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、 <u>上記4に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること</u> ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重	申請日から遡って3年間、滞納処分を受けたことがない旨の証明書を添付してください。 <input checked="" type="radio"/> いいえ
---	--------------------	-------------------------------------------------------------------------------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	<input checked="" type="radio"/> いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・ <input checked="" type="radio"/> いいえ

申請日から遡って3年間、滞納処分を受けたことがない旨の証明書を添付してください。  
 「住民税均等割の免除決定」等を受けている場合も滞納処分を受けたことのない証明書の添付が必要です。



## 5 審査等において確認する書類

認定基準等の該当性や申請書類の記載内容を確認するため、審査等において特定非営利活動法人へ提示（又は提出）をお願いする可能性がある書類は次のとおりです（特段の依頼がない限り、申請時に添付していただく必要はありません）。

ただし、これらは、あくまでも確認する資料の一例であり、審査等の過程において、必要に応じて、ここに掲げる以外の資料を確認する場合があります。

また、これらの資料は、事前相談の際にも確認をさせていただく場合があります。

	確認する可能性のある書類の事例	(参考) 対応する主な認定基準
1	特定非営利活動法人の事業活動内容がわかる資料 (パンフレット、会報誌、マスコミで紹介されている記事、事業所一覧等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準
2	実績判定期間から直近までの総勘定元帳等の帳簿や取引記録 (会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている場合の「監査証明書」を含みます。)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
3	申請書に記載された数字の計算根拠となる資料 (例)・事業費と管理費の区分基準 ・役員の総数に占める一定のグループの人数割合	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
4	寄附金・会費の内容がわかる資料 (寄附申込書等寄附の受入が証明できる書類、現物寄附の評価額、寄附金・会費に係る特典等)	パブリック・サポート・テストに関する基準
		活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
5	絶対値基準（寄附金額の合計額が年3,000円以上の者の人数が年平均100人以上）の算出方法がわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
6	条例により個別に指定を受けていることがわかる資料	パブリック・サポート・テストに関する基準
7	補助金・助成金を受けている場合、その募集要項、申請書及び報告書等	パブリック・サポート・テストに関する基準
		事業活動に関する基準
8	事業費の内容がわかる資料 (事業活動の対象、イベント等の実績（開催回数、募集内容等）、支出先、給与台帳等)	活動の対象に関する基準
		運営組織及び経理に関する基準
		事業活動に関する基準
9	閲覧に関する細則（社内規則）	情報公開に関する基準
10	法人運営に関する資料 (社員名簿、総会・理事会の招集通知、議案書、提出された委任状、書面表決書、議事録等)	運営組織及び経理に関する基準
11	特定非営利活動法人が特定の第三者を通じて活動を行っている場合、特定の第三者の活動内容及び特定非営利活動法人と特定の第三者との関係がわかる資料	活動の対象に関する基準
		事業活動に関する基準
		不正行為等に関する基準

### <現地確認について>

所轄庁は、法の施行のために必要があると認めるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができるものとされています（法第73条）。この規定により、東京都が認定申請中の特定非営利活動法人に対し、申請書の内容の確認のために現地確認を実施することがあります。

## 6 認定後の手続

### (1) 認定法人の書類の提出義務（法第49条第4項、法規第27条第2項）

認定の通知を受けた認定法人で東京都以外の道府県の区域内にその他の事務所を設置する特定非営利活動法人は、遅滞なく、次に掲げる書類をその事務所が所在する道府県の知事（以下「所轄庁以外の関係知事」といいます。）に提出しなければなりません（→132頁）。

	所轄庁以外の関係知事に提出する書類	部数	様式頁
①	法規第27条第2項で規定する様式第1号（認定法人）	1	227
②	直近の事業報告書等	1	
③	役員名簿	1	
④	定款等（定款、認証に関する書類の写し、登記事項証明書の写し）	1	
⑤	所轄庁（東京都）に提出した申請書に添付した書類の写し	1	
⑥	認定に関する書類の写し	1	

### (2) 認定法人の役員報酬規程等の提出義務（法第54条第2項、第55条）

認定法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、事業報告書等と役員報酬規程等を東京都（2以上の区域内に事務所を設置する認定法人にあっては、所轄庁である東京都及び所轄庁以外の関係知事）に提出しなければなりません（→112頁）。

#### ◀ その他の参考事項 ▶

#### 1 認定法人の名称等の使用制限（法第50条第1項、第2項）

認定法人でない者は、その名称又は商号中に認定法人であると誤認されるおそれのある文字を用いてはならず、また、何人も、不正の目的をもって他の認定法人であると誤認されるおそれのある名称又は商号を使用してはならないこととされております。

なお、これらの規定に違反している場合には、罰則の適用があります（「第7章 認定特定非営利活動法人の罰則」参照）。

#### 2 所轄庁による認定の通知（法第49条第1項、第3項、法規第27条第1項）

東京都は、特定非営利活動法人からの認定申請について、認定をしたときはその旨を当該申請法人に対し書面により通知します。また、認定をしないことを決定したときはその旨とその理由を、申請法人に対し書面により通知します。

また、東京都は、都以外の道府県の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人について認定したときは、その認定法人の名称その他一定の事項を、所轄庁以外の関係知事に通知します。